

企業立地促進条例関係 条例・規則・要綱

<企業立地促進条例関係（改正前）> 平成21年3月31日以前の申請に適用

- 1 横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例 1
- 2 横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例施行規則 7
- 3 横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置実施要綱 10

<企業立地促進条例関係（改正後）> 平成21年4月1日以降の申請に適用

- 4 横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例 15
- 5 横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例施行規則 23
- 6 横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置実施要綱 28

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例

平成16年3月2日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、企業立地等促進特定地域において固定資産税及び都市計画税の税率の特例並びに助成金の交付の措置を講ずることにより、企業立地等の促進を図り、併せて市民雇用の増大及び市内企業の事業機会の拡大を図ることにより、横浜市経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業立地等促進特定地域 比較的大規模な企業立地等が見込まれ、横浜市経済の活性化を図る上で、緊急かつ重点的に企業立地等を促進すべき地域で別表第1に規定する区域をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる会社及び個人をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の者（会社及び個人に限る。）で事業を営むものその他規則で定める者をいう。
- (4) 事業所 中小企業者及び大企業者がその事業の用に供するために設置する事務所、研究所、工場その他これらに類するもの及びこれらに附随した関連施設で規則で定めるものをいう。
- (5) 企業立地等 企業立地等促進特定地域において、企業立地等促進特定地域ごとに別表第2に定める分野の事業を営む中小企業者及び大企業者が、同表に定めるところにより、固定資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産をいう。以下同じ。）のうち、土地を取得し、若しくは賃借し、家屋を取得し、新築し、若しくは増築し、又は償却資産を取得して、次に掲げる行為をすることをいう。
 - ア 事業所を設置し、又は拡張すること。
 - イ 事業所として賃貸すること（みなとみらい21地域にあっては当該家屋の敷地面積が2,500平方メートル以上で、かつ、当該家屋の全部又は一部を、横浜市の区域内に事業所を有しない中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもの又は横浜市の区域内に事業所を有する中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもののうち横浜市の区域内において事業所を増設することとなるもの（以下「新規進出企業者」という。）に賃貸する場合に、横浜駅周辺地域、関内周辺地域及び新横浜都心地域にあっては当該家屋の全部又は一部を新規進出企業者に賃貸する場合に限る。）
 - ウ 事業所の設備を新設し、増設し、又は更新すること。
 - エ 事業所の設備として賃貸すること。
- (6) 投下資本額 別表第2に規定する固定資産の取得に要する費用（みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域及び新横浜都心地域において固定資産を事業所として賃貸する場合は、事業所として賃貸する部分の面積又は新規進出企業者の事業所として賃貸する部分の面積の2倍に相当する面積のうちいずれか小さい面積（これらの面積が同じであるときは、その面積）を取得するのに要する費用をいう。）で、次に掲げるものを控除したものをいう。
 - ア 国、他の地方公共団体（神奈川県を除く。）その他公共的団体の補助金、奨励金その他これらに類するものの交付の対象となった固定資産の取得に要する費用
 - イ 第7条の規定による税率の特例の適用を受け、又は第8条の規定による企業立地等助成金の交付の対象となった固定資産の取得に要する費用
 - ウ 土地及び家屋の賃借料その他これに類するもの
 - エ その他規則で定めるもの

(企業立地等事業計画の認定等)

第3条 中小企業者及び大企業者は、投下資本額が中小企業者にあっては100,000,000円以上、大企業者にあっては1,000,000,000円以上の企業立地等を行おうとするときは、当該企業立地等に係る計画（以下「企業立地等事業計画」という。）を作成し、規則で定めるところにより、これを市長に提出して、その認定を受けることができる。

2 企業立地等事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 企業立地等に係る事業所及び設備の概要に関する事項
- (2) 企業立地等に係る事業に関する事項

- (3) 企業立地等を行う者に関する事項
 - (4) 企業立地等を行う場所及び時期に関する事項
 - (5) 投下資本額及びその調達方法に関する事項
 - (6) 企業立地等に係る事業に伴う雇用に関する事項
 - (7) その他市長が必要と認める事項
- 3 市長は、第1項の認定の申請があった場合において、その企業立地等事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- (1) 企業立地等が横浜市経済の発展に資すると認められること。
 - (2) 企業立地等に係る資金計画が当該中小企業者又は当該大企業者の経営の状況に照らして適切であること。
- 4 企業立地等事業計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、規則で定める期間内に、当該企業立地等に係る事業を開始しなければならない。
- （認定事業計画の変更）
- 第4条 認定事業者は、認定を受けた企業立地等事業計画（以下「認定事業計画」という。）の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の認定を受けなければならない。
- 2 前条第3項の規定は、前項の認定について準用する。
- （承継）
- 第5条 認定事業者が、当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部を譲渡し、又は認定事業者について相続、合併若しくは分割（当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選任したときは、その者。以下この条において同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部を承継した法人は、その認定事業者の地位を承継する。
- 2 前項の規定により認定事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- （企業立地等事業計画の認定の取消し等）
- 第6条 市長は、認定事業者が認定事業計画（第4条第1項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従って企業立地等を行っていないと認めるとき、又は第3条第4項に規定する規則で定める期間内に企業立地等に係る事業を開始していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 2 市長は、認定事業計画が第3条第3項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。
- （企業立地等に係る固定資産の固定資産税及び都市計画税の税率の特例）
- 第7条 認定事業者が、認定事業計画に基づいて取得し、新築し、又は増築した固定資産であつて、当該認定事業者が所有し、かつ、当該認定事業計画に基づく企業立地等に係る事業の用に供するものに対して課する固定資産税の税率は、横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第48条の規定にかかわらず、当該固定資産を当該認定事業計画に基づく企業立地等に係る事業の用に供することとなった日の属する年の翌年の1月1日（企業立地等に係る事業の用に供することとなった日が1月1日である場合は、その日の属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税に限り、100分の0.7とする。
- 2 認定事業者が、認定事業計画に基づいて取得し、新築し、又は増築した固定資産（土地及び家屋に限る。この項において同じ。）であつて、当該認定事業者が所有し、かつ、当該認定事業計画に基づく企業立地等に係る事業の用に供するものに対して課する都市計画税の税率は、横浜市市税条例第132条の規定にかかわらず、当該固定資産を当該認定事業計画に基づく企業立地等に係る事業の用に供することとなった日の属する年の翌年の1月1日（企業立地等に係る事業の用に供することとなった日が1月1日である場合は、その日の属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から5年度分の都市計画税に限り、100分の0.15とする。
- 3 前2項の規定の適用を受けようとする者は、当該固定資産を当該認定事業計画に基づく企業立地等に係る事業の用に供することとなった日の属する年の翌年の1月31日（企業立地等に係る事業の用に供することとなった日が1月1日である場合は、その日の属する年の1月31日）までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 認定事業者の所在地又は住所及び名称又は氏名
- (2) 土地を取得した場合は、所在、地目、地積、取得年月日及び登記年月日
- (3) 家屋を取得し、新築し、又は増築した場合は、所在、種類、規模、構造、取得価額又は建設費、取得年月日及び登記年月日
- (4) 償却資産を取得した場合は、所在地、種類、数量、取得価額、取得年月日及び耐用年数
- (5) その他市長が必要と認める事項
(企業立地等助成金)

第8条 市長は、認定事業計画に係る投下資本額が中小企業者にあつては500,000,000円以上、大企業者にあつては5,000,000,000円以上となるときは、当該投下資本額の10分の1（当該認定事業計画に係る投下資本額に、神奈川県補助金、奨励金その他これらに類するものの交付の対象となった固定資産の取得に要する費用が含まれる場合にあつては、10分の1以内で規則で定める割合）に相当する額の企業立地等助成金（以下「助成金」という。）を規則で定めるところにより分割して、当該認定事業者に対して交付することができる。ただし、同一の企業立地等促進特定地域において、同一の中小企業者又は大企業者に対し、5,000,000,000円（当該認定事業計画に係る投下資本額に、神奈川県補助金、奨励金その他これらに類するものの交付の対象となった固定資産の取得に要する費用が含まれる場合にあつては、5,000,000,000円の範囲内で規則で定める額）を超えて交付することはできない。

- 2 助成金の交付を受けようとする者は、毎年度、市長が指定する期日までに、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請に係る企業立地等が認定事業計画に基づくものであると認めるときは、予算の範囲内において、当該年度に交付する助成金の額を決定するものとする。
- 4 市長は、前項の決定に条件を付けることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、規則で定める。
(状況報告)

第9条 認定事業者は、規則で定めるところにより、当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

(企業立地等の投下資本額の報告)

第10条 認定事業者は、企業立地等が終了したときは、規則で定めるところにより、投下資本額を市長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、その報告に係る投下資本額を審査し、かつ、その投下資本額が認定事業計画に適合するものであるかどうかを調査することにより、当該投下資本額を確定した上で、交付すべき助成金の額を確定し、当該認定事業者に通知しなければならない。

(企業立地等に係る事業の継続義務)

第12条 認定事業者は、企業立地等に係る事業を開始した日から10年を経過する日までの間（次条の規定により、休止した期間を除く。以下同じ。）、当該企業立地等に係る事業を継続しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(企業立地等又は企業立地等に係る事業の休止又は廃止)

第13条 認定事業者は、企業立地等に係る事業を開始した日から10年を経過する日までの間において、当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、認定事業者は、規則で定める期間を超えて企業立地等又は企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(交付の決定の取消し)

第14条 市長は、助成金の交付を受けた認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第3項の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第6条の規定により認定を取り消されたとき。
- (2) 第8条第4項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他の不正の行為により、助成金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (4) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく市長の処分に違反し

たとき。

- 2 前項の規定は、第11条の規定による助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第15条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(立入検査等)

第16条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、認定事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行し、平成21年3月31日までに企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用する。

附 則 (平成17年3月条例第58号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例第2条第6号アの規定及び第8条第1項は、平成16年11月9日以降に横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用する。

附 則 (平成17年12月条例第123号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条第1号）

名 称	区 域
みなとみらい21地域	西区及び中区の区域のうち、市長が告示する区域
横浜駅周辺地域	神奈川区及び西区の区域のうち、市長が告示する区域
関内周辺地域	中区の区域のうち、市長が告示する区域
新横浜都心地域	港北区の区域のうち、市長が告示する区域
京浜臨海部地域	鶴見区及び神奈川区の区域のうち、市長が告示する区域
臨海南部工業地域	中区、磯子区及び金沢区の区域のうち、市長が告示する区域
内陸南部工業地域	港南区、戸塚区及び栄区の区域のうち、市長が告示する区域
内陸北部工業地域	緑区及び都筑区の区域のうち、市長が告示する区域
港北ニュータウン地域	都筑区の区域のうち、市長が告示する区域

別表第2（第2条第5号、第6号）

企業立地等促進特定地域	事業の分野	固定資産の取得
みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域及び新横浜都心地域	IT、バイオ、映像、コンベンション、環境、医療・福祉、先端技術及びデザインに関連する分野で規則で定めるもの	<p>1 事業所を設置し、又は拡張する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>2 1に掲げる固定資産の取得又は家屋の賃借に併せて、事業所の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産（規則で定めるものに限る。以下同じ。）を取得すること。</p>
	IT、バイオ、映像、コンベンション、環境、医療・福祉、先端技術及びデザインに関連する分野で規則で定めるものの以外の分野	<p>1 事業所を設置し、又は拡張する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、事業所の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産を取得すること。</p>

	すべての分野	<p>1 事業所として賃貸する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、事業所の設備として賃貸する目的で、償却資産を取得すること。</p>
京浜臨海部地域、臨海南部工業地域、内陸南部工業地域、内陸北部工業地域及び港北ニュータウン地域	IT、バイオ、環境、先端技術及び自然科学研究に関連する分野で規則で定めるもの並びに製造業で規則で定めるもの（以下「指定産業」という。）	<p>1 事業所を設置し、又は拡張する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、事業所の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産を取得すること。</p> <p>事業所の設備を新設し、増設し、又は規則で定めるところにより更新する目的で、償却資産を取得すること。</p>
	すべての分野	<p>1 指定産業の事業所として賃貸する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、指定産業の事業所の設備として賃貸する目的で、償却資産を取得すること。</p>

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例施行規則

平成16年4月1日規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例(平成16年3月横浜市条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(大企業者)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第7号に規定する協同組合等
- (2) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第4号に規定する企業組合
- (3) 中小企業者以外の者で事業を営むもの(法人税法第2条第3号に規定する内国法人に限る。)の属する企業集団(証券取引法(昭和23年法律第25号)第5条第1項第2号に規定する企業集団及びこれに準ずるものをいう。以下同じ。)に属する会社
- (4) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第7項に規定する特別目的会社

(関連施設)

第4条 条例第2条第4号の規則で定める関連施設は、同号に規定する事務所、研究所、工場その他これらに類するものに附随した物品の販売又はサービスの提供のための店舗、展示施設、倉庫その他これらに類する施設(当該事務所、研究所、工場その他これらに類するものの床面積を超えないものに限る。)とする。

(投下資本額から控除する費用)

第5条 条例第2条第6号エの規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 企業集団に属する中小企業者又は大企業者の間で取引等が行われた条例別表第2に規定する固定資産の取得(土地を取得し、若しくは賃借し、家屋を取得し、又は償却資産を取得する場合に限る。次号において同じ。)に要する費用
- (2) 第3条第4号に規定する特別目的会社と当該特別目的会社に出資する中間法人(中間法人法(平成13年法律第49号)第2条第1号に規定する中間法人をいう。)及びこれに準ずるものに対して基金を拠出し、又は出資した会社との間で取引等が行われた条例別表第2に規定する固定資産の取得に要する費用

第6条 条例第3条第1項の認定を受けようとする者は、条例別表第2に規定する固定資産の取得のための契約の締結(これに類するものを含む。以下同じ。)の日の6箇月前から当該契約の締結の日の前日までに、同項の企業立地等事業計画(以下「企業立地等事業計画」という。)を提出しなければならない。

(企業立地等に係る事業の開始)

第7条 条例第3条第4項の規則で定める期間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(認定事業計画の変更)

第8条 条例第4条第1項の規定により、認定を受けた企業立地等事業計画の変更をしようとするときは、当該変更の内容を記載した書類を提出しなければならない。

2 条例第4条第1項の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 投下資本額の10パーセントに相当する額を超えない投下資本額の変更(投下資本額を増額することにより条例第8条の規定による企業立地等助成金の交付を受けることができることとなる場合又は投下資本額を減額することにより同条の規定による企業立地等助成金の交付を受けることができないこととなる場合を除く。)
- (2) 6箇月を超えない企業立地等を行う時期又は企業立地等に係る事業を開始する時期の変更(時期を変更することにより、条例第7条の規定による税率の特例の適用を受ける年度が異なる場合を除く。)
- (3) その他市長が認める変更

(承継の届出)

第9条 条例第5条第2項の規定による届出は、承継の日から30日以内に、承継理由及び承継年月日を記載した書面に当該承継を証明する書類を添えて行わなければならない。

(企業立地等助成金の交付)

- 第10条 条例第8条第1項の企業立地等助成金は、同条第2項の規定による最初の申請があった日の属する年度から10回以内に分割して、毎年度1回交付するものとする。
- 2 条例第8条第1項の規則で定める割合は100分の3とし、同項ただし書の規則で定める額は、1,500,000,000円とする。
- 3 条例第8条第2項の規定による申請は、条例別表第2に規定する固定資産の取得のための契約の締結後に行わなければならない。
- (状況報告)
- 第11条 条例第9条の規定による報告は、企業立地等事業計画の認定を受けた日の属する年の翌年から企業立地等に係る事業を開始した日から10年を経過する日の属する年までの間において、それぞれ毎年1月1日から1月31日までの間にその前年の状況について行わなければならない。
- (投下資本額の報告)
- 第12条 条例第10条の規定による報告は、企業立地等が終了した日から30日以内に、投下資本額を記載した書面に当該投下資本額を証明する書類を添えて行わなければならない。
- (休止の期間)
- 第13条 条例第13条第2項の規則で定める期間は、6箇月とする。ただし、企業立地等に係る事業が事業所として賃貸することである場合は、1年とする。
- (対象となる事業の分野)
- 第14条 条例別表第2のIT、バイオ、映像、コンベンション、環境、医療・福祉、先端技術、デザイン及び自然科学研究に関連する分野で規則で定めるものは、別表第2のとおりとする。
- (対象となる製造業)
- 第15条 条例別表第2の製造業で規則で定めるものは、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令第2条の規定に基づく産業に関する分類の名称及び分類表（平成14年総務省告示第139号）に掲げる製造業のうち市長が指定するものとする。
- (償却資産の取得)
- 第16条 条例別表第2の規則で定める償却資産は、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号（建物を除く。）、第3号及び第7号に規定するもので市長が定めるものとする。
- (事業所の設備の更新)
- 第17条 条例別表第2の規則で定める更新は、研究開発の成果又は技術革新による新商品の生産等を行うための更新とする。
- (委任)
- 第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、経済観光局長が定める。
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成17年3月規則第36号）
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成18年1月規則第1号）
- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (適用)
- 2 この規則による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（平成16年3月横浜市条例第2号）第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者及び同条例第4条第1項の規定により認定事業計画の変更の認定を申請した者について適用する。
- 附 則（平成19年3月規則第58号）
- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (適用)
- 2 この規則による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（平成16年3月横浜市条例第2号）第3条第3項の規定による企業立地等事業計画の認定及び第4条第2項において準用する第3条第3項の規定による企業立地等事業計画の変更の認定について適用する。

別表第1(第7条)

固定資産の取得の方法	期 間
1 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得する場合 2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、償却資産を取得する場合	企業立地等事業計画の認定を受けた日から7年を経過する日まで
1 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築する場合 2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、償却資産を取得する場合	企業立地等事業計画の認定を受けた日から5年を経過する日まで
償却資産を取得する場合	企業立地等事業計画の認定を受けた日から3年を経過する日まで

別表第2(第14条)

分 野	対 象 事 業
I T 関連分野	情報通信の技術を利用する事業のうち市長が指定するもの
バイオ関連分野	バイオテクノロジーを利用する事業のうち市長が指定するもの
映像関連分野	映像製作に係る事業のうち市長が指定するもの
コンベンション関連分野	コンベンションに係る調査、企画、設計等を総合的に行なう事業のうち市長が指定するもの
環境関連分野	新エネルギー等の技術を利用する事業のうち市長が指定するもの
医療・福祉関連分野	医療機器製造業、医薬品製造業又は福祉用具製造業のうち市長が指定するもの
先端技術関連分野	革新的・先進的な技術を利用した事業のうち市長が指定するもの
デザイン関連分野	デザイン業のうち市長が指定するもの
自然科学研究関連分野	製品開発、技術開発又は試験等に係る研究所

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置実施要綱

制 定 平成16年4月1日経誘第15号（経済局長決裁）

最近改正 平成20年1月18日経観誘国第551号（経済観光局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（平成16年3月横浜市条例第2号。以下「条例」という。）及び横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例施行規則（平成16年4月横浜市規則第47号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例及び規則の例による。

（事業所の設置、拡張）

第3条 条例第2条第5号アでいう事業所の設置とは、家屋を取得又は新築して事業所を設けることをいい、事業所の拡張とは、家屋を増築して事業所を設けることをいう。

（事業所の増設）

第4条 条例第2条第5号イでいう事業所の増設とは、横浜市の区域内に事業所を有する中小企業者又は大企業者（以下「市内企業」という。）が事業所として新たに家屋を賃借することをいい、当該事業所を設置することで当該市内企業が横浜市の区域内に有する事業所を廃止する場合は、新たに設置する事業所の床面積が廃止する事業所の床面積を超えていなければならない。

（固定資産の取得に要する費用）

第5条 条例第2条第6号でいう固定資産の取得に要する費用とは、土地取得費、土地造成費（建物建設費に伴うものに限る。）、建物取得費、設備取得費、建物建設費及び設備工事費（土地を賃借する場合は借地契約の際に支払われる権利金（借地権の設定の対価として支払われるもの）を含む。）をいい、予備的に行われる建物設計費並びに測量・地質調査費及び建物等撤去費、設備移転輸送費その他これらに類するものは含まない。

（補助金、奨励金等の交付の対象）

第6条 条例第2条第6号アでいう補助金、奨励金その他これらに類するものの交付の対象となった固定資産の取得に要する費用とは、交付の対象が家屋の構成物である場合は、当該構成物の取得に要する費用をいい、償却資産である場合は、当該償却資産の取得に要する費用をいう。

（企業立地等事業計画の提出）

第7条 条例第3条第1項に定める企業立地等事業計画の認定の申請をする者が法人である場合は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款（写）
- (2) 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写）
- (3) 決算報告書（原則として過去3期分）
- (4) その他経済観光局長が必要と認める書類

（事業開始の報告）

第8条 認定事業者は、認定事業計画に基づく企業立地等が終了し、企業立地等にかかる事業を開始したときは、遅滞なくその旨を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、その報告に係る事業内容が認定事業計画に合致しているかどうか調査し、合致していると認められるときは、事業開始日を決定したうえで、認定事業者にその旨を通知するものとする。

（対象となる事業の分野）

第9条 規則別表第1のIT、バイオ、映像、コンベンション、環境、医療・福祉、先端技術、デザイン及び自然科学研究に関連する分野で市長が指定するものは、別表第1のとおりとする。

(対象となる製造業)

第10条 規則第15条の市長が指定する製造業は、別表第2のとおりとする。

(償却資産)

第11条 規則第16条の市長が定める償却資産は、別表第3のとおりとする。

(諸様式及びひな型)

第12条 条例、規則及びこの要綱の規定による申請及び通知に用いる書類その他の様式は、別表第4に定めるところによる。

(その他)

第13条 この要綱に定めがない事項は、経済観光局長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月5日経誘第10049号)

この要綱は、平成18年1月5日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日経観誘国第6号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年1月18日経観誘国第551号)

この要綱は、平成20年1月18日から施行する。

別表第1（第9条）

分野	対象事業
IT関連	電子商取引事業、インターネット通販事業、システムインテグレーション事業、インターネット事業、デジタル放送番組制作事業、デジタルコンテンツ事業、消費者ニーズ対応型物流事業、アプリケーションソフト開発事業、商品データベース開発事業、行政・教育・研究開発・医療・交通・防災・GIS等情報化事業、情報処理システム開発事業、移動体通信事業、ITS（高度道路交通システム）事業、モバイルオフィス事業、サードパーティロジスティクス事業、物流EDI開発・利用事業、カーゴ・コミュニティ・システム開発・利用事業、海洋情報システム等開発・整備事業、海洋関連ソフトウェア開発事業、自動翻訳ソフトウェア開発・販売事業、情報通信システムアウトソーシング事業、アプリケーション提供事業、情報処理サポート事業、ゲーム用ソフトウェア作成業、情報通信機器製造事業、マルチメディア住宅事業、デジタルネットワーク家電事業、次世代ICカード事業、ウェアラブルコンピューティング事業、半導体製造装置研究・開発・応用・製造事業、その他これらに類する事業
バイオ関連	食品（機能的食品など）の研究・開発・製造を行う事業、食品加工用素材（オリゴ糖など）の研究・開発・製造を行う事業、食品製造過程で使用する物質（組換え酵母など）の研究・開発・製造を行う事業、医薬品原料の研究・開発・製造を行う事業、化成品製造で利用する物質（組み換え酵素など）の研究・開発・製造を行う事業、化成品原料の研究・開発・製造を行う事業、種苗の研究・開発・製造を行う事業、農薬・肥料の研究・開発・製造を行う事業、動物用医薬品の研究・開発・製造事業、バイオリアクターを利用した装置（廃水処理装置、廃棄物分解装置など）の研究・開発・製造事業、バイオセンサーの研究・開発・製造事業、解析・分析装置（アミノ酸組成分析装置、糖鎖自動標識機など）の研究・開発・製造事業、DNA解析サービス事業、遺伝子検査受託業務事業、その他これらに類する事業
映像関連	映画撮影所、映画製作業・小型映画製作業、ビデオ制作業、テレビ番組制作業、テレビコマーシャル制作業、映画フィルム配給部（映画製作業から独立しているもの）、映画配給業、ケーブルテレビ番組配給業、有線テレビジョン放送番組配給業、映画フィルム現像業、ポストプロダクション業、貸スタジオ業（映画撮影、録音用）、映画用諸道具賃貸業、映写機賃貸業、映画フィルム賃貸業、貸衣裳業（映画用）、その他これらに類する事業
コンベンション 関連	コンベンションに係る調査、企画、設計、展示、構成、製作、施工管理を一貫して請負い、内装、外装、展示装置、機械設備（音響、映像等）などを総合的に構成演出する事業及びこれに準ずる事業
環境関連	環境対応型生産システム関連事業、新エネルギー技術開発事業、風力発電事業、都市エネルギーの有効利用化事業、公害防止・環境保全装置事業、廃棄物処理・リサイクル装置事業、環境調和型製品製造・販売事業、太陽光発電システム製造・設置事業、クリーンエネルギー自動車製造業、廃棄物発電・熱利用施設整備事業、燃料電池製造事業、エネルギー有効利用製造設備事業、エネルギー有効利用付加設備事業、省エネルギー型機械器具製造・販売事業、省エネルギー型建材等製造・販売事業、その他これらに類する事業
医療・福祉関連	在宅医療関連機器製造事業、高度医療機器製造事業、福祉用具製造事業、医薬品製造業、医療用電子応用装置製造業、医療用計測機器製造業、その他これらに類する事業
先端技術関連	FA・OA機器のオープン化事業、知的生産システム開発事業、新化学プロセス応用事業、エンジニアリング、プロジェクト・マネジメントの知識・手法の体系化事業、沖合人工島整備事業、超大型浮体式海洋構造物関連事業、深層水等の海水利活用推進事業、民生部品の宇宙転用に関する技術開発事業、マイクロマシン研究・開発・応用・製造事業、高度ロボット研究・開発・応用・製造事業、レーザー計測・加工関連事業、スチールハウス用パネル製造事業、ファイナセラミックス等無機材料研究・開発・応用・製造事業、防

	犯設備製造販売事業、海洋開発機器開発事業、超高層ビル材料製造事業、景観材料製造事業、航空機製造事業、有機材料応用事業、高分子材料応用事業、新金属材料利用事業、非鉄金属材料利用事業、複合材料応用事業、その他これらに類する事業
デザイン関連	工業デザイン、クラフトデザイン、インテリアデザイン、商業デザイン、服飾デザイン、テキスタイルデザイン、パッケージデザイン
自然科学研究	製品開発、技術開発、試験等の研究所

別表第2（第10条）

<p>食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）、衣服・その他の繊維製品製造業、木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、その他の製造業</p>

別表第3（第11条）

種類	内容
建物附属設備	<p>1 建物の所有者又は賃借人が施工した建物附属設備のうち次に掲げるもの生産事業（生産、加工、修理等）の工程上必要な設備（工場における動力用電気設備、製品の洗浄用・冷却用の給排水設備、加熱用のガス設備、ボイラー設備等）、受変電設備、建物から独立した諸設備（スポットライト、外灯等）</p> <p>2 本来家屋の一部として評価すべき建物附属設備（電気設備、給排水設備、衛生設備、消火設備等）や内部造作等を建物の賃借者が施工した場合で償却資産として申告される設備</p>
機械及び装置	製造設備、モーター、ポンプ類等の汎用機械類、その他各種産業用機械及び装置等、駐車場機械装置等（土木建設機械（大型特殊自動車等）は除く。）
工具・器具及び備品	機械及び装置の構造の一部を構成し、単独では機能しないもので、取得金額が1点10,000,000円以上のもの

別表第4（第12条）

様式等の種類	様式の番号
企業立地等事業計画認定申請書	第1号様式
企業立地等事業計画認定通知書	第2号様式
企業立地等事業計画非認定通知書	第3号様式
企業立地等事業計画変更認定申請書	第4号様式
企業立地等事業計画変更認定通知書	第5号様式
地位承継届出書	第6号様式
地位承継確認書	第7号様式
固定資産税及び都市計画税不均一課税適用申告書	第8号様式
償却資産種類別明細書	第9号様式
企業立地等助成金交付申請書	第10号様式
企業立地等助成金交付決定通知書	第11号様式
事業実施状況報告書	第12号様式
投下資本額確定報告書	第13号様式
投下資本額確定通知書	第14号様式
事業開始届出書	第15号様式
事業開始確認書	第16号様式

事業休止・廃止届出書	第 17 号様式
事業休止確認書	第 18 号様式
休止事業開始届出書	第 19 号様式
休止事業開始確認書	第 20 号様式

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例

平成16年3月5日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、企業立地等促進特定地域において固定資産税及び都市計画税の税率の特例並びに助成金の交付の措置を講ずることにより、企業立地等の促進を図り、併せて市民雇用の増大及び市内企業の事業機会の拡大を図ることにより、横浜市経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業立地等促進特定地域 比較的大規模な企業立地等が見込まれ、横浜市経済の活性化を図る上で、緊急かつ重点的に企業立地等を促進すべき地域で別表第1に規定する区域をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる会社をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の者（会社に限る。）で事業を営むものその他規則で定める者をいう。
- (4) 特定事業者 次条第1項の認定の申請をしようとする日の属する事業年度（以下「基準事業年度」という。）の前事業年度以前の3事業年度の経常利益の額（規則で定めるところにより算定した額をいう。以下同じ。）の合計額が300,000,000円以上又は基準事業年度の前事業年度の経常利益の額が100,000,000円以上の中小企業者及び大企業者をいう。
- (5) 事業所 事務所、研究所、工場その他これらに類するもの及びこれらに附随した関連施設で規則で定めるものをいう。
- (6) 企業立地等 企業立地等促進特定地域において行われる次に掲げる行為をいう。
 - ア 企業立地等促進特定地域ごとに別表第2に定める分野の事業を営む中小企業者及び大企業者が、同表に定めるところにより、固定資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産をいう。以下同じ。）のうち、土地を取得し、若しくは賃借し、家屋を取得し、新築し、若しくは増築し、又は償却資産を取得して行う次に掲げる行為
 - (ア) 事業所を設置し、又は拡張すること。
 - (イ) 事業所として賃貸すること。
 - (ウ) 事業所の設備を新設し、増設し、又は更新すること。
 - (エ) 事業所の設備として賃貸すること。
 - (オ) その他規則で定める行為をすること。
 - イ 特定事業者が、固定資産のうち家屋を賃借して、規則で定める本社機能等を備えた事業所（以下「本社等」という。）を設置すること（みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新横浜都心地域及び港北ニュータウン地域において家屋を賃借する場合であって、規則で定めるところにより設置するときに限る。）
- (7) 投下資本額 別表第2に定める固定資産の取得に要する費用で、次に掲げるものを控除したものを用いる。
 - ア 国、他の地方公共団体（神奈川県を除く。）その他公共的団体の補助金、奨励金その他これらに類するものの交付の対象となった固定資産の取得に要する費用
 - イ 第7条の規定による税率の特例の適用を受け、又は第8条の規定による企業立地等助成金の交付の対象となった固定資産の取得に要する費用
 - ウ 土地及び家屋の賃借料その他これに類するもの（土地の賃借権に係る権利金を除く。）
 - エ その他規則で定めるもの

(企業立地等事業計画の認定等)

第3条 中小企業者及び大企業者は、前条第6号アに掲げる行為に係る企業立地等（以下「固定資産取得企業立地等」という。）を行おうとする場合は投下資本額が中小企業者にあつては100,000,000円以上、大企業者にあつては1,000,000,000円以上の固定資産取得企業立地等を行おうとするとき、又は同号イに掲げる行為に係る企業立地等（以下「固定資産賃借企業立地等」という。）を行おうとする場合は、当該企業立地等に係る計画（以下「企業立地等事業計画」と

いう。)を作成し、規則で定めるところにより、これを市長に提出して、その認定を受けることができる。

2 企業立地等事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 企業立地等に係る事業所及び設備の概要に関する事項
- (2) 企業立地等に係る事業に関する事項
- (3) 企業立地等を行う者に関する事項
- (4) 企業立地等を行う場所に関する事項
- (5) 企業立地等を行う時期に関する事項
- (6) 投下資本額及びその調達方法に関する事項（固定資産賃借企業立地等を行うときを除く。）
- (7) 企業立地等に係る事業に伴う雇用に関する事項
- (8) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の認定の申請があった場合において、その企業立地等事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 企業立地等が横浜市経済の発展に資すると認められること。
- (2) 企業立地等に係る資金計画が当該中小企業者又は当該大企業者の経営の状況に照らして適切であること。

4 企業立地等事業計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、規則で定める期間内に、当該企業立地等に係る事業を開始しなければならない。

5 認定事業者は、地球温暖化対策（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第2項に規定する地球温暖化対策をいう。）に配慮して、当該企業立地等を行うよう努めなければならない（固定資産賃借企業立地等を行うときを除く。）。

（認定事業計画の変更）

第4条 認定事業者は、認定を受けた企業立地等事業計画（以下「認定事業計画」という。）の変更（前条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項の変更に限る。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の認定を受けなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の認定について準用する。

（承継）

第5条 認定事業者が、当該企業立地等若しくは当該企業立地等に係る事業の全部を譲渡し、又は認定事業者について合併若しくは分割（当該企業立地等若しくは当該企業立地等に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、当該企業立地等若しくは当該企業立地等に係る事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該企業立地等若しくは当該企業立地等に係る事業の全部を承継した法人は、その認定事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により認定事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（企業立地等事業計画の認定の取消し等）

第6条 市長は、認定事業者が認定事業計画（第4条第1項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従って企業立地等を行っていないと認めるとき、又は第3条第4項に規定する規則で定める期間内に企業立地等に係る事業を開始していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 市長は、認定事業計画が第3条第3項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

（固定資産取得企業立地等に係る固定資産の固定資産税及び都市計画税の税率の特例）

第7条 固定資産取得企業立地等を行う認定事業者（以下「固定資産取得事業者」という。）が、認定事業計画に基づいて取得し、新築し、又は増築した固定資産であって、当該固定資産取得事業者が所有し、かつ、当該認定事業計画に基づく固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供するものに対して課する固定資産税の税率は、横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第48条の規定にかかわらず、当該固定資産を当該認定事業計画に基づく固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供することとなった日の属する年の翌年の1月1日（固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供することとなった日が1月1日である場合は、その日の属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税に限り、100分の0.7とする。

- 2 固定資産取得事業者が、認定事業計画に基づいて取得し、新築し、又は増築した固定資産（土地及び家屋に限る。以下この項において同じ。）であって、当該固定資産取得事業者が所有し、かつ、当該認定事業計画に基づく固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供するものに対して課する都市計画税の税率は、横浜市市税条例第132条の規定にかかわらず、当該固定資産を当該認定事業計画に基づく固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供することとなった日の属する年の翌年の1月1日（固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供することとなった日が1月1日である場合は、その日の属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から5年度分の都市計画税に限り、100分の0.15とする。
- 3 前2項の規定の適用を受けようとする者は、当該固定資産を当該認定事業計画に基づく固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供することとなった日の属する年の翌年の1月31日（固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供することとなった日が1月1日である場合は、その日の属する年の1月31日）までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 固定資産取得事業者の所在地及び名称
 - (2) 土地を取得した場合は、所在、地目、地積、取得年月日及び登記年月日
 - (3) 家屋を取得し、新築し、又は増築した場合は、所在、種類、規模、構造、取得価額又は建設費、取得年月日及び登記年月日
 - (4) 償却資産を取得した場合は、所在地、種類、数量、取得価額、取得年月日及び耐用年数
 - (5) その他市長が必要と認める事項
（企業立地等助成金）

第8条 市長は、認定事業計画に係る投下資本額が中小企業者にあつては500,000,000円以上、大企業者にあつては5,000,000,000円以上となるときは、当該投下資本額に別表第3に規定する事業所の種類ごとの助成率（当該認定事業計画に係る投下資本額に、神奈川県補助金、奨励金その他これらに類するものの交付の対象となった固定資産の取得に要する費用が含まれる場合にあつては、当該助成率以内で規則で定める割合）を乗じて得た額の企業立地等助成金（以下「助成金」という。）を規則で定めるところにより分割して、固定資産取得事業者に対して交付することができる。ただし、同一の企業立地等促進特定地域において、同一の中小企業者又は大企業者に対し、別表第4に規定する費用の種類ごとの上限額（当該認定事業計画に係る投下資本額に、神奈川県補助金、奨励金その他これらに類するものの交付の対象となった固定資産の取得に要する費用が含まれる場合にあつては、当該上限額の範囲内で規則で定める額）を超えて交付することはできない。

- 2 市長は、固定資産賃借企業立地等に係る事業を開始した日の属する事業年度の翌事業年度開始の日から3年を経過する日までの間（以下「対象期間」という。）を開始する各事業年度（以下「対象事業年度」という。）について、それぞれ別表第5の規定により算定する助成金算定基準額ごとの助成金を固定資産賃借企業立地等を行う認定事業者（以下「固定資産賃借事業者」という。）に対して交付することができる。
- 3 助成金の交付を受けようとする者は、毎年度、市長が指定する期日までに、市長に申請しなければならない。
- 4 市長は、前項の申請に係る企業立地等が認定事業計画に基づくものであると認めるときは、予算の範囲内において、当該年度に交付する助成金の額を決定するものとする。
- 5 市長は、前項の決定に条件を付けることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、規則で定める。
（状況報告）

第9条 認定事業者は、規則で定めるところにより、当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

（固定資産取得企業立地等の投下資本額の報告）

第10条 固定資産取得事業者は、固定資産取得企業立地等が終了したときは、規則で定めるところにより、投下資本額を市長に報告しなければならない。

（固定資産賃借企業立地等に係る市民税法人税割額の報告）

第11条 固定資産賃借事業者は、第8条第4項の規定による交付の決定後、対象事業年度の市民税の法人税割額（以下「市民税法人税割額」という。）を減額する更正を受けたときは、当該更正後の市民税法人税割額を市長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第12条 市長は、第10条の報告を受けたときは、その報告に係る投下資本額を審査し、かつ、その投下資本額が認定事業計画に適合するものであるかどうかを調査することにより、当該投下資本額を確定した上で、交付すべき助成金の額を確定し、当該固定資産取得事業者へ通知しなければならない。この場合において、交付すべき助成金の額は、第3条第1項の認定を受けた企業立地等事業計画に記載された同条第2項第6号に掲げる投下資本額に基づき第8条第1項の規定により算定する額を超えないものとする。

(企業立地等に係る事業の継続義務)

第13条 認定事業者は、企業立地等に係る事業を開始した日から10年を経過する日までの間(次条の規定により、休止した期間を除く。以下同じ。)、当該企業立地等に係る事業を継続しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(企業立地等又は企業立地等に係る事業の休止又は廃止)

第14条 認定事業者は、企業立地等に係る事業を開始した日から10年を経過する日までの間において、当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、認定事業者は、規則で定める期間を超えて企業立地等又は企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(交付の決定の取消し)

第15条 市長は、助成金の交付を受けた認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第4項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第6条の規定により認定を取り消されたとき。
- (2) 第8条第5項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 対象事業年度の市民税法人税割額を減額する更正を受けたとき。
- (4) 虚偽その他の不正の行為により、助成金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (5) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく市長の処分違反したとき。

2 前項の規定は、第12条の規定による助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(立入検査等)

第17条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、認定事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

この条例は、平成16年4月1日から施行し、平成24年3月31日までに企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用する。

(企業立地等事業計画の認定の特例)

2 固定資産賃借企業立地等を行う者が、当該固定資産賃借企業立地等に係る事業所の設備について、横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例の一部を改正する条例(平成21年3月横浜市条例第 号)による改正前の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例(以下「旧条例」という。)第2条第5号ウに掲げる行為に係る企業立地等に係る企業立地等事業計画の認定(旧条例第3条第3項の認定をいう。)を受け、又は受けることとなる場合にあっては、市長は、第3条第3項の規定にかかわらず、その者の当該固定資産賃借

企業立地等に係る企業立地等事業計画について同項の認定をしないものとする。

(企業立地等助成金の特例)

- 3 助成金の交付を受けようとする固定資産取得事業者が、当該助成金に係る企業立地等促進特定地域と同一の企業立地等促進特定地域において旧条例第8条第1項に規定する助成金の交付を受け、又は受けることとなる場合であって、第8条第1項の規定により算定することとなる助成金の額が、5,000,000,000円(旧条例第8条第1項ただし書に規定する場合にあっては、同項ただし書の規定により規則で定める額)から当該同一の企業立地等促進特定地域において旧条例第8条第1項の規定により交付し、又は交付することとなる助成金の額を減じた額(以下「旧助成金残余额」という。)を超えるときは、その者の助成金については、旧助成金残余额に相当する額を第8条第1項本文の定めるところにより交付することができる。

別表第1 (第2条第1号)

名 称	区 域
みなとみらい21地域	西区及び中区の区域のうち、市長が告示する区域
横浜駅周辺地域	神奈川区及び西区の区域のうち、市長が告示する区域
関内周辺地域	中区の区域のうち、市長が告示する区域
新横浜都心地域	港北区の区域のうち、市長が告示する区域
港北ニュータウン地域	都筑区の区域のうち、市長が告示する区域
京浜臨海部地域	鶴見区及び神奈川区の区域のうち、市長が告示する区域
臨海南部工業地域	中区、磯子区及び金沢区の区域のうち、市長が告示する区域
内陸南部工業地域	港南区、戸塚区及び栄区の区域のうち、市長が告示する区域
内陸北部工業地域	緑区及び都筑区の区域のうち、市長が告示する区域

別表第2 (第2条第6号、第7号)

企業立地等促進特定地域	事業の分野	固定資産の取得
みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新横浜都心地域及び港北ニュータウン地域	すべての分野	<p>1 事業所を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、事業所の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産(規則で定めるものに限る。以下同じ。)を取得すること。</p>

京浜臨海部地域、臨海南部工業地域、内陸南部工業地域及び内陸北部工業地域	IT、バイオ、環境、先端技術及び自然科学研究に関連する分野で規則で定めるもの並びに製造業で規則で定めるもの（以下「指定産業」という。）	<p>1 事業所を設置し、又は拡張する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p>
		<p>2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、事業所の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産を取得すること。</p> <p>事業所の設備を新設し、増設し、又は規則で定めるところにより更新する目的で、償却資産を取得すること。</p>
	すべての分野	<p>1 指定産業の事業所として賃貸する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、指定産業の事業所の設備として賃貸する目的で、償却資産を取得すること。</p>

別表第3 (第8条第1項)

事業所の種類	助成率
研究所	10パーセント
研究所以外の事業所	8パーセント

別表第4 (第8条第1項)

費用の種類	上限額
投下資本額に係る土地の取得及び賃借に係る費用	1,000,000,000円
投下資本額に係る家屋の新築、増築及び取得並びに償却資産の取得に係る費用	1,000,000,000円

別表第5 (第8条第2項)

助成金算定基準額ごとの助成金の額の算定方法は、次に定めるとおりとする。

1 助成金算定基準額は、次の各号に掲げる固定資産賃借事業者ごとに、当該各号に掲げる式により算定した額とする。

(1) 事業年度を1年とする固定資産賃借事業者

$$\text{助成金算定基準額} = \frac{A \times C}{B}$$

(2) 事業年度の期間が1年未満又は1年を超える固定資産賃借事業者

$$\text{助成金算定基準額} = \frac{12 \times A \times C}{B \times D}$$

- 2 前項第1号の固定資産賃借事業者に対して交付することができる助成金の額は、次の表の当該固定資産賃借事業者の同号に掲げる式により算定した助成金算定基準額に応じた金額とする。

助成金算定基準額		金額
	4,000,000 円以下	0 円
4,000,001 円以上	5,000,000 円以下	2,000,000 円
5,000,001 円以上	6,300,000 円以下	2,500,000 円
6,300,001 円以上	7,900,000 円以下	3,150,000 円
7,900,001 円以上	9,900,000 円以下	3,950,000 円
9,900,001 円以上	12,400,000 円以下	4,950,000 円
12,400,001 円以上	15,500,000 円以下	6,200,000 円
15,500,001 円以上	19,400,000 円以下	7,750,000 円
19,400,001 円以上	24,300,000 円以下	9,700,000 円
24,300,001 円以上	30,400,000 円以下	12,150,000 円
30,400,001 円以上	38,000,000 円以下	15,200,000 円
38,000,001 円以上	47,500,000 円以下	19,000,000 円
47,500,001 円以上	59,400,000 円以下	23,750,000 円
59,400,001 円以上	74,300,000 円以下	29,700,000 円
74,300,001 円以上	92,900,000 円以下	37,150,000 円
92,900,001 円以上	116,200,000 円以下	46,450,000 円
116,200,001 円以上	145,300,000 円以下	58,100,000 円
145,300,001 円以上	181,700,000 円以下	72,650,000 円
181,700,001 円以上	200,000,000 円以下	90,850,000 円
200,000,001 円以上		100,000,000 円

- 3 第1項第2号の固定資産賃借事業者に対して交付することができる助成金の額は、前項の表の当該固定資産賃借事業者の第1項第2号に掲げる式により算定した助成金算定基準額に応じた金額を12で除し、これに当該固定資産賃借事業者の事業年度の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

- 4 前2項の規定にかかわらず、対象期間の末日後に終了する対象事業年度について交付することができる助成金の額は、次のとおりとする。

- (1) 第1項第1号の固定資産賃借事業者にあつては、第2項の規定により算定した金額を12で除し、これに当該対象事業年度開始の日から対象期間の末日までの月数を乗じて得た額とする。
- (2) 第1項第2号の固定資産賃借事業者にあつては、第2項の表の当該固定資産賃借事業者の第1項第2号に掲げる式により算定した助成金算定基準額に応じた金額を12で除し、これに当該対象事業年度開始の日から対象期間の末日までの月数を乗じて得た額とする。

備考

- 1 「A」とは、当該固定資産賃借事業者の確定申告に係る市民税法人税割額（当該市民税法人税割額を減額する更正を受けた場合にあつては、当該更正後の市民税法人税割額）をいう。
- 2 「B」とは、当該固定資産賃借事業者の横浜市の区域内の事業所の従業者数をいう。
- 3 「C」とは、当該固定資産賃借事業者の横浜市の区域内の本社等の従業者数のうち市長が定める従業者数をいう。
- 4 「D」とは、当該固定資産賃借事業者の事業年度の月数をいう。

附 則（平成17年3月条例第58号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 この条例による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例第2条第6号アの規定及び第8条第1項は、平成16年11月9日以降に横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用する。

附 則（平成17年12月条例第123号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用し、同日前にこの条例による改正前の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者については、なお従前の例による。

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例施行規則

平成16年4月1日規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例(平成16年3月横浜市条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(大企業者)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第7号に規定する協同組合等
- (2) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第4号に規定する企業組合
- (3) 中小企業者以外の者で事業を営むもの(法人税法第2条第3号に規定する内国法人に限る。)の属する企業集団(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条第1項第2号に規定する企業集団及びこれに準ずるものをいう。以下同じ。)に属する会社
- (4) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第8条第7項に規定する特別目的会社

(経常利益の額)

第4条 条例第2条第4号の経常利益の額は、事業年度を1年とする中小企業者及び大企業者にあつては、当該事業年度の経常利益の額とし、事業年度の期間が1年未満又は1年を超える中小企業者及び大企業者にあつては、当該事業年度の経常利益の額に12を乗じてこれを当該事業年度の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。)で除して得た額とする。

(関連施設)

第5条 条例第2条第5号の規則で定める関連施設は、事務所、研究所、工場その他これらに類するものに附随した展示施設、倉庫その他これらに類する施設(当該事務所、研究所、工場その他これらに類するものの床面積を超えないものに限る。)とする。

(対象となる企業立地等)

第6条 条例第2条第6号ア(オ)及び条例別表第2の規則で定める行為は、みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新横浜都心地域及び港北ニュータウン地域において、当該中小企業者又は当該大企業者の関係会社(当該中小企業者又は当該大企業者が、財務諸表等規則第8条第8項の財務諸表提出会社である場合における同項に規定する関係会社をいう。第9条第2号において同じ。)に対して、当該関係会社の事業所として賃貸することとする。

(本社機能等)

第7条 条例第2条第6号イの規則で定める本社機能等は、中小企業者及び大企業者の総務部門、経理部門、企画部門、研究開発部門、事業を統括する部門その他のこれらに類する部門及びこれらに附随する部門で、市長が定めるものとする。

(本社等の設置)

第8条 条例第2条第6号イの規定による本社等の設置は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 横浜市の区域内に本社等を設置していない特定事業者が、市長が定めるところにより本社等を設置する場合
- (2) 横浜市の区域内に本社等を設置している特定事業者が本社等を設置する場合であって、市長が定めるところによりこれらの本社等の従業者数を増加するとき。
(投下資本額から控除する費用)

第9条 条例第2条第7号エの規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 企業集団に属する中小企業者又は大企業者の間で取引等が行われた条例別表第2に規定する固定資産の取得（土地を取得し、若しくは賃借し、家屋を取得し、又は償却資産を取得する場合に限る。次号及び第3号において同じ。）に要する費用
- (2) 中小企業者又は大企業者と当該中小企業者又は当該大企業者の関係会社との間で取引等が行われた条例別表第2に規定する固定資産の取得に要する費用
- (3) 第3条第4号に規定する特別目的会社と当該特別目的会社に出資する一般社団法人及びこれに準ずるものに対して基金を拠出し、又は出資した会社との間で取引等が行われた条例別表第2に規定する固定資産の取得に要する費用
(企業立地等事業計画の提出)

第10条 条例第3条第1項の認定を受けようとする者は、固定資産取得企業立地等を行おうとする場合は条例別表第2に規定する固定資産の取得のための契約（以下「固定資産取得契約」という。）の締結（これに類するものを含む。以下同じ。）の日の6箇月前から当該固定資産取得契約の締結の日の前日までに、固定資産賃借企業立地等を行おうとする場合は固定資産のうち家屋の賃借のための契約（以下「固定資産賃借契約」という。）の締結（これに類するものを含む。以下同じ。）の日の6箇月前から当該固定資産賃借契約の締結の日の前日までに、企業立地等事業計画を提出しなければならない。

(企業立地等に係る事業の開始)

第11条 条例第3条第4項の規則で定める期間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(認定事業計画の変更)

第12条 条例第4条第1項の規定により、認定を受けた企業立地等事業計画の変更をしようとするときは、当該変更の内容を記載した書類を提出しなければならない。

(承継の届出)

第13条 条例第5条第2項の規定による届出は、承継の日から30日以内に、承継理由及び承継年月日を記載した書面に当該承継を証明する書類を添えて行わなければならない。

(企業立地等助成金の交付)

第14条 条例第8条第1項の企業立地等助成金は、同条第3項の規定による最初の申請があった日の属する年度から10回以内に分割して、毎年度1回交付するものとする。

2 条例第8条第1項の規則で定める割合は100分の3とし、同項ただし書の規則で定める額は別表第2のとおりとする。

3 固定資産取得事業者が行う条例第8条第3項の規定による申請は、条例第3条第1項の認定を受けた日の属する年度の翌年度以降で、かつ、固定資産取得企業立地等に係る事業を開始した日以降に行わなければならない。

(状況報告)

第15条 条例第9条の規定による報告は、企業立地等事業計画の認定を受けた日の属する年の翌年から企業立地等に係る事業を開始した日から10年を経過する日の属する年までの間において、それぞれ毎年1月1日から1月31日までの間にその前年の状況について行わなければならない。

(投下資本額の報告)

第16条 条例第10条の規定による報告は、固定資産取得企業立地等が終了した日から30日以内に、投下資本額を記載した書面に当該投下資本額を証明する書類を添えて行わなければならない。

(休止の期間)

第17条 条例第14条第2項の規則で定める期間は、6箇月とする。ただし、固定資産取得企業立地等に係る事業が事業所として賃貸することである場合は、1年とする。

(対象となる事業の分野)

第18条 条例別表第2のIT、バイオ、環境、先端技術及び自然科学研究に関連する分野で規則で定めるものは、別表第3のとおりとする。

(対象となる製造業)

第19条 条例別表第2の製造業で規則で定めるものは、日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第28条第3項の規定により総務大臣が公示したものをいう。）に掲げる製造業のうち市長が指定するものとする。

(償却資産の取得)

第20条 条例別表第2の規則で定める償却資産は、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号（建物を除く。）、第3号及び第7号に規定するもので市長が定めるものとする。

(事業所の設備の更新)

第21条 条例別表第2の規則で定める更新は、研究開発の成果又は技術革新による新商品の生産等を行うための更新とする。

(委任)

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、経済観光局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年1月規則第1号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この規則による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（平成16年3月横浜市条例第2号）第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者及び同条例第4条第1項の規定により認定事業計画の変更の認定を申請した者について適用する。

附 則（平成19年3月規則第58号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この規則による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例(平成16年3月横浜市条例第2号)第3条第3項の規定による企業立地等事業計画の認定及び第4条第2項において準用する第3条第3項の規定による企業立地等事業計画の変更の認定について適用する。

附 則(平成20年11月規則第99号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2号の改正規定は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年3月規則第48号)

(施行期日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1(第11条)

固定資産の取得の方法	期 間
1 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得する場合 2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、償却資産を取得する場合	企業立地等事業計画の認定を受けた日から7年を経過する日まで
1 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築する場合 2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、償却資産を取得する場合	企業立地等事業計画の認定を受けた日から5年を経過する日まで
償却資産を取得する場合	企業立地等事業計画の認定を受けた日から3年を経過する日まで
家屋を賃借して、本社等を設置する場合	企業立地等事業計画の認定を受けた日から3年を経過する日まで

別表第2(第14条第2項)

費用の種類	上限額
投下資本額に係る土地の取得及び賃借に係る費用	300,000,000円
投下資本額に係る家屋の新築、増築及び取得並びに償却資産の取得に係る費用	300,000,000円

別表第3(第18条)

分野	対象事業
IT関連分野	情報通信の技術を利用する事業のうち市長が指定するもの
バイオ関連分野	バイオテクノロジーを利用する事業のうち市長が指定するもの
環境関連分野	新エネルギー等の技術を利用する事業のうち市長が指定するもの
先端技術関連分野	革新的・先進的な技術を利用した事業のうち市長が指定するもの
自然科学研究関連分野	製品開発、技術開発又は試験等に係る研究所

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置実施要綱

制 定 平成16年4月1日経誘第15号（経済局長決裁）

最近改正 平成23年4月28日経観誘第64号（経済観光局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（平成16年3月横浜市条例第2号。以下「条例」という。）及び横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例施行規則（平成16年4月横浜市規則第47号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例及び規則の例による。

（研究所の定義）

第3条 条例第2条第5号でいう研究所とは、条例別表第2の指定産業に係る研究開発を行う事業所をいう。

（事業所の設置、拡張）

第4条 条例第2条第6号ア(ア)でいう事業所の設置とは、家屋を取得又は新築して事業所を設けることをいい、事業所の拡張とは、家屋を増築して事業所を設けることをいう。

（本社機能等）

第5条 規則第7条の中小企業者及び大企業者の総務部門、経理部門、企画部門、研究開発部門、事業を統括する部門その他のこれらに類する部門で市長が定めるものとは、総務・人事、経理・財務、企画・調整、広報、国際関連、営業統括、研究開発、情報システム及びその他の統括を行う部門（神奈川県以外の地域を統括する支店・営業所等を含む。以下「中枢部門」という。）をいう。

2 規則第7条に定めるこれらに附随する部門で市長が定めるものとは、中枢部門に附随する神奈川県内の地域を統括する支店・営業所、データセンタ及びコールセンタ等（中枢部門の従業者数を超えないものに限る。）をいう。

（本社等の設置）

第6条 規則第8条第1号の市長が定めるところにより本社等を設置する場合とは、次の表の上覧に掲げる区分に応じ、当表の下段に掲げる要件を満たして本社等を設置することをいう（次の各号に定める場合を除く）。

区分	新たに設置する本社等の従業者数（以下「新本社等従業者数」という。）
要件	100人以上となること

上表の従業者数は地方税法第312条でいう従業者数をいう。以下同じ。

(1) 横浜市の区域内に新たに本社等を設置する日以前2年以内に、横浜市の区域内に本社等を設置していた中小企業者若しくは大企業者の権利義務の全部若しくは一部を譲り受け、又は合併若しくは分割により横浜市の区域内に本社等を設置していた中小企業者若しくは大企業者の権利義務の全部若しくは一部を承継した場合

(2) 横浜市の区域内に設置していた本社等を廃止した日から起算して、2年以内に再び横浜市の区域内に新たに本社等を設置する場合

2 規則第8条第2号の市長が定めるところによりこれらの本社等の従業者数を増加するとき（前項各号に定める場合を含む）とは、次の表の上覧に掲げる区分に応じ、それぞれ当表の下段に掲げる要件を満たす場合をいう。

区分	新本社等従業者数	横浜市の区域内の本社等の従業者の増加数（新本社等従業者数を含む。）	みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新横浜都心地域及び港北ニュータウン地域における本社等の従業者の増加数（当該地域に本社等を設置している場合に限る。新本社等従業者数を含む。）
要件	100人以上となること	100人以上増加すること	2倍以上となること

上記の増加数は、次のBからAを減じて得た数とする。

A 新たに本社等を設置する前の事業年度（以下「本社設置前事業年度」という。）の末日における従業者数

B 対象事業年度末日における従業者数

（固定資産の取得に要する費用）

第7条 条例第2条第7号でいう固定資産の取得に要する費用とは、土地取得費、土地造成費（建物建設費に伴うものに限る。）、建物取得費、設備取得費、建物建設費及び設備工事費（土地を賃借する場合は借地契約の際に支払われる権利金（借地権の設定の対価として支払われるもの）を含む。）をいい、予備的に行われる建物設計費並びに測量・地質調査費及び建物等撤去費、設備移転輸送費その他これらに類するものは含まない。

（補助金、奨励金等の交付の対象）

第8条 条例第2条第7号アでいう補助金、奨励金その他これらに類するものの交付の対象となった固定資産の取得に要する費用とは、交付の対象が家屋の構成物である場合は、当該構成物の取得に要する費用をいい、償却資産である場合は、当該償却資産の取得に要する費用をいう。

(企業立地等事業計画の提出)

第9条 条例第3条第1項に定める企業立地等事業計画の認定の申請をする者が法人で

ある場合は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款(写)
- (2) 履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)(写)
- (3) 決算報告書(原則として過去3期分)
- (4) その他経済局長が必要と認める書類

(事業開始の報告)

第10条 認定事業者は、認定事業計画に基づく企業立地等が終了し、企業立地等にかかる事業を開始したときは、遅滞なくその旨を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、その報告に係る事業内容が認定事業計画に合致しているかどうか調査し、合致していると認められるときは、事業開始日を決定したうえで、認定事業者にその旨を通知するものとする。

(助成金算定対象となる従業者数)

第11条 条例第別表第5備考3の市長が定める従業者数とは、次のうちいずれか少ない方の従業者数とする。

- (1) 対象事業年度の末日における新たに設置する本社等の従業者数
- (2) 次のBからAを減じて得た数
 - A 本社設置前事業年度の末日における横浜市の区域内の本社等従業者数
 - B 対象事業年度末日における横浜市の区域内の本社等従業者数

(対象となる事業の分野)

第12条 規則別表第3のIT、バイオ、環境、先端技術及び自然科学研究に関連する分野で市長が指定するものは、別表第1のとおりとする。

(対象となる製造業)

第13条 規則第15条の市長が指定する製造業は、別表第2のとおりとする。

(償却資産)

第14条 規則第20条の市長が定める償却資産は、別表第3のとおりとする。

(諸様式及びひな型)

第15条 条例、規則及びこの要綱の規定による申請及び通知に用いる書類その他の様式は、別表第4に定めるところによる。

(その他)

第16条 この要綱に定めがない事項は、経済局長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月5日経誘第10049号)

この要綱は、平成18年1月5日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日経観誘国第6号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年1月18日経観誘国第551号)

この要綱は、平成20年1月18日から施行する。

附 則 (平成21年1月9日経観誘国第467号)

この要綱は、平成21年1月9日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日経観誘国第 号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月28日経観誘第64号)

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

別表第1（第12条）

分野	対象事業
IT関連	電子商取引事業、インターネット通販事業、システムインテグレーション事業、インターネット事業、デジタル放送番組制作事業、デジタルコンテンツ事業、消費者ニーズ対応型物流事業、アプリケーションソフト開発事業、商品データベース開発事業、行政・教育・研究開発・医療・交通・防災・GIS等情報化事業、情報処理システム開発事業、移動体通信事業、ITS（高度道路交通システム）事業、モバイルオフィス事業、サードパーティロジスティクス事業、物流EDI開発・利用事業、カーゴ・コミュニティ・システム開発・利用事業、海洋情報システム等開発・整備事業、海洋関連ソフトウェア開発事業、自動翻訳ソフトウェア開発・販売事業、情報通信システムアウトソーシング事業、アプリケーション提供事業、情報処理サポート事業、ゲーム用ソフトウェア作成業、情報通信機器製造事業、マルチメディア住宅事業、デジタルネットワーク家電事業、次世代ICカード事業、ウェアラブルコンピューティング事業、半導体製造装置研究・開発・応用・製造事業、その他これらに類する事業
バイオ関連	食品（機能的食品など）の研究・開発・製造を行う事業、食品加工用素材（オリゴ糖など）の研究・開発・製造を行う事業、食品製造過程で使用する物質（組換え酵母など）の研究・開発・製造を行う事業、医薬品原料の研究・開発・製造を行う事業、化成品製造で利用する物質（組み換え酵素など）の研究・開発・製造を行う事業、化成品原料の研究・開発・製造を行う事業、種苗の研究・開発・製造を行う事業、農薬・肥料の研究・開発・製造を行う事業、動物用医薬品の研究・開発・製造事業、バイオリアクターを利用した装置（廃水処理装置、廃棄物分解装置など）の研究・開発・製造事業、バイオセンサーの研究・開発・製造事業、解析・分析装置（アミノ酸組成分析装置、糖鎖自動標識機など）の研究・開発・製造事業、DNA解析サービス事業、遺伝子検査受託業務事業、その他これらに類する事業
環境関連	環境対応型生産システム関連事業、新エネルギー技術開発事業、風力発電事業、都市エネルギーの有効利用化事業、公害防止・環境保全装置事業、廃棄物処理・リサイクル装置事業、環境調和型製品製造・販売事業、太陽光発電システム製造・設置事業、クリーンエネルギー自動車製造業、廃棄物発電・熱利用施設整備事業、燃料電池製造事業、エネルギー有効利用製造設備事業、エネルギー有効利用付加設備事業、省エネルギー型機械器具製造・販売事業、省エネルギー型建材等製造・販売事業、その他これらに類する事業

先端技術関連	F A・O A機器のオープン化事業、知的生産システム開発事業、新化学プロセス応用事業、エンジニアリング、プロジェクト・マネジメントの知識・手法の体系化事業、沖合人工島整備事業、超大型浮体式海洋構造物関連事業、深層水等の海水利活用推進事業、民生部品の宇宙転用に関する技術開発事業、マイクロマシン研究・開発・応用・製造事業、高度ロボット研究・開発・応用・製造事業、レーザー計測・加工関連事業、スチールハウス用パネル製造事業、ファインセラミックス等無機材料研究・開発・応用・製造事業、防犯設備製造販売事業、海洋開発機器開発事業、超高層ビル材料製造事業、景観材料製造事業、航空機製造事業、有機材料応用事業、高分子材料応用事業、新金属材料利用事業、非鉄金属材料利用事業、複合材料応用事業、その他これらに類する事業
自然科学研究	製品開発、技術開発、試験等の研究所

別表第2（第13条）

<p>食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）、衣服・その他の繊維製品製造業、木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、その他の製造業</p>

別表第3（第14条）

種 類	内 容
建物附属設備	<p>1 建物の所有者又は賃借人が施工した建物附属設備のうち次に掲げるもの 生産事業（生産、加工、修理等）の工程上必要な設備（工場における動力用電気設備、製品の洗浄用・冷却用の給排水設備、加熱用のガス設備、ボイラー設備等）、受変電設備、建物から独立した諸設備（スポットライト、外灯等）</p> <p>2 本来家屋の一部として評価すべき建物附属設備（電気設備、給排水設備、衛生設備、消火設備等）や内部造作等を建物の賃借者が施工した場合で償却資産として申告される設備</p>
機械及び装置	製造設備、モーター、ポンプ類等の汎用機械類、その他各種産業用機械及び装置等、駐車場機械装置等（土木建設機械（大型特殊自動車等）は除く。）
工具・器具及び備品	機械及び装置の構造の一部を構成し、単独では機能しないもので、取得金額が1点10,000,000円以上のもの

別表第4（第15条）

様式等の種類	様式の番号
企業立地等事業計画認定申請書（固定資産取得企業立地等）	第1-1号様式
企業立地等事業計画認定申請書（固定資産賃借企業立地等）	第1-2号様式
企業立地等事業計画認定通知書（固定資産取得企業立地等）	第2-1号様式
企業立地等事業計画認定通知書（固定資産賃借企業立地等）	第2-2号様式
企業立地等事業計画非認定通知書	第3号様式
企業立地等事業計画変更認定申請書	第4号様式
企業立地等事業計画変更認定通知書	第5号様式
地位承継届出書	第6号様式
地位承継確認書	第7号様式
固定資産税及び都市計画税不均一課税適用申告書	第8号様式
償却資産種類別明細書	第9号様式
企業立地等助成金交付申請書（固定資産取得企業立地等）	第10-1号様式
企業立地等助成金交付申請書（固定資産賃借企業立地等）	第10-2号様式
企業立地等助成金交付決定通知書（固定資産取得企業立地等）	第11-1号様式
企業立地等助成金交付決定通知書（固定資産賃借企業立地等）	第11-2号様式
事業実施状況報告書（固定資産取得企業立地等）	第12-1号様式
事業実施状況報告書（固定資産賃借企業立地等）	第12-2号様式
投下資本額確定報告書	第13号様式
投下資本額確定通知書	第14号様式
事業開始届出書	第15号様式
事業開始確認書	第16号様式
事業休止・廃止届出書	第17号様式
事業休止確認書	第18号様式
休止事業開始届出書	第19号様式
休止事業開始確認書	第20号様式
認定取消通知書	第21号様式